

## 令和7年度 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業費補助金 応募の手引き

- ① 事前相談：応募いただくには必ず事前相談が必要です。事前相談では、修景基準や補助対象に合致するように事業内容を協議します。なお、相談の際に具体的な工事内容が決まっている場合は、内容によっては補助対象とならない場合があります。応募いただくためには、補助対象となる事業内容に変更いただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

<持参いただく資料> ※図面はなくても構いません。

- 修景をしようと思っている建物や新築予定の敷地の写真
- 現況図（平面図、立面図など）
- 計画図（平面図、立面図など）

- ② 書類作成：事前相談の後、修景基準や補助対象内容に合致するように計画を再検討のうえ、意見聴取に必要な書類を作成してください。なお、書類の書き方などは、事業内容がある程度確定した段階でご説明します。

<用意いただく資料> 各3部

- 修景事業計画書
- 付近見取り図（1/2500程度）インターネットのマップなどは不可
- 設計図書（事業内容が塗装だけの場合などはイメージ図でも可）
  - ・計画立面図（1/50）無色・着色の両方
  - ・計画断面図・平面図（1/50）補助対象となる外壁の開口部のみ
  - ・計画平面兼配置図（1/100）修景に関係のない内部は未定でも可
  - ・現況立面図（1/50）
  - ・現況平面図（1/100）
- 現況写真
  - ・建物（敷地）写真・・・2方向から撮影したもの
  - ・町並み写真・・・建物（敷地）と周辺環境の状況がわかるもの

- ③ 意見聴取：②で作成した資料を基に、指定機関に意匠に関する意見を聴きとります。資料を奈良町にぎわい課に提出いただいた後、指定機関で協議され、意見が送付されます。意見を確認のうえ、必要に応じて再検討ください。

- ④ 応募：③で修正があれば修正のうえ、応募書類を提出ください。（締切：8/30）

<応募資料>  応募申請書  上記②に記載する資料各2部  見積書  
 指定機関の確認書  省エネ基準適合を確認する書類（新築建築物の場合）

※応募時点で用意できない場合は交付申請までに提出が必要です。